

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

【基本方針】

令和元年度に迫りくる2025年問題の解決に向けた取り組みを基本に策定した「第六次地域福祉活動計画」が、「重層的支援体制整備」をスタートしました令和5年度に最終年度を迎えました。

「第六次地域福祉活動計画」期間中は、コロナ禍社会となり、当然のようにあった「人・事・場所」が失われてしまいました。

このことにより、令和6年度に新たな視点からの課題抽出と問題精査を行い、令和7年度策定の「第七次地域福祉活動計画」策定に向けた活動に注力いたします。

【重点目標】

●相談窓口と調整(ネットワーク)

「ふくしの総合相談窓口」の充実により、小さな不安にも寄り添い、複合課題については、「重層的支援体制整備事業」による多機関協働体制で問題解決に取り組みます。

●協力者・支援者(マンパワーリスト)

地域福祉推進会議を地域共生社会の拠点とし、地域の役員や委嘱委員、支え合い協力者(地域ボランティア)との連携を図るほか支援可能な協力員の発掘育成に努めます。

●集会・行事・活動(場の提供)

社協支部を中心に、地域内で集まれるサロン・通いの場の立ち上げ運営支援に努めるほか、内容充実を図る提案支援に努めます。

また、子育て世代と高齢者世代の交流の場やひきこもりサロン及び親の会の拡充に努めます。

I 相談窓口と調整(ネットワーク)

(1) ふれあい・支え合いの地域づくり

◆ふくしの総合相談窓口事業【市受託事業】

個人が抱える不安や困りごと等、総合的な相談窓口として市民に寄り添い、不安解消並びに専門職連携による他機関協働体制で問題解決に努めます。

◆法律相談事業【市受託事業】

法的問題解決を図るため、弁護士による法律相談を予約制により月4回実施します。

◆心配ごと相談事業【市補助事業】

身近な困りごとを気軽に相談できる相談を月4回実施します。相談は、人権擁護委員・行政相談員・民生委員児童委員・学識経験者が対応します。

◆福祉サービス利用援助苦情解決事業【社協独自事業】

福祉サービス利用者の利益を保護するため、第三者委員設置により苦情解決に努めます。

◆婚活相談事業【市受託事業】

男女各月1回の相談及び年2回のパーティーを開催し、結婚を希望する男女の人生のパートナー探しのお手伝いに努めます。

◆こどもの総合相談窓口事業【市受託事業】

こどもが成長する過程での不安等の相談窓口として不安解消に努めます。

また、子育て支援センター「わくわくらんど」と連携し、こどもの居場所づくりの体制支援にも努めます。

◆たてばやし後見支援センター【市受託事業】

後見制度に関する相談に応じるほか、中核機関として親族後見支援や制度拡充に努めます。

◆高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）【市受託事業】

介護予防や地域高齢者のさまざまな相談に応じ、介護予防プラン作成を行います。

◆生活支援体制整備事業【市受託事業】

地域内で活動可能な高齢者と支援を望んでいる高齢者の助け合い活動を推進し、地域住民ネットワーク構築に努めます。

◆重層的支援体制整備事業【市受託事業】

ふくしの総合相談窓口への相談内容から発見された複合的課題を解決するため、多機関連携による支援会議及び重層的支援会議を開催し問題解決に努めます。

Ⅱ 協力者・支援者(マンパワーリスト)

(2) 地域福祉を担う人づくり

◆福祉教育の推進【社協独自事業】

高齢者疑似体験・車いす・点字・手話等、体験による福祉教育の支援に努めます。

◆福祉サービスの充実【社協独自事業】

福祉協力校に対する体験支援を実施するとともに、未来ボランティアの育成することを目的に、小中学生ボランティアサークルを開催に努めます。

◆ボランティアセンター運営委員会【市補助事業】

ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を年2回開催します。

◆ボランティア活動保険【市補助事業】

ボランティア活動実践者に対し、ボランティア活動保険の加入促進に努めます。

◆ボランティア育成講座【市補助事業】

ボランティア活動希望者を対象に各種講座を開催し、ボランティアを養成に努めます。また、社協支部と連携し、地区活動ボランティアの育成にも努めます。

◆介護支援ボランティア【市受託事業】

介護支援ボランティア活動希望者を対象に養成講座を開催し、高齢者の生きがいをづくりや介護予防活動に取り組むことに努めます。

◆手話奉仕員養成講座事業【市受託事業】

障がい者の理解を深め手話に慣れ親しみ、のちに手話通訳者として活動できる人材を育成することを目的に養成講座を開催します。

◆市民後見人養成講座【市受託事業】

判断能力の薄れた高齢者や障がい者の権利を擁護し、安心して生活が送れるよう、市民後見人及び後見支援員等の人材育成にと努めます。

◆NPO法人連絡協議会【社協独自事業】

連携強化を図ることを目的に連絡会を設置し、情報交換及び援助活動できる体制整備に努めます。

◆住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）【社協独自事業】

概ね60歳以上の介護保険対応前高齢者や障がい者、母子父子世帯、産前産後の妊産婦の方で、日常生活を営む上で支援が必要なかたに対し、有償ボランティアによる生活支援サービス提供に努めます。

◆買い物支援サービス【社協独自事業】

免許返納等で買い物が困難な方に対し、移動販売車の調整等、地域に合ったかたちで問題解決できるよう調整及び支援に努めます。

◆助成金交付事業【社協独自事業】

社協支部・市民生委員児童委員協議会・地区民生委員児童委員協議会・福祉団体・ボランティア団体に対し、活動助成金を交付します。

Ⅲ集会・行事・活動の場(場の提供)

(3)地域福祉を推進するしくみづくり

◆社協支部活動の充実【社協独自事業】

支部長を始め支部の各種役員を中心に活躍する第二層協議体で、困りごとの発掘及び解決するための支援に努めます。

◆社協支部長会議【社協独自事業】

各支部長が集結し、市内各支部状況報告及び支援体制の情報交換を、年6回開催し、地域支え合い活動強化の支援に努めます。

◆ファミリーサポートセンター事業【指定管理事業】

子育てをするうえで手助けを行うまかせて会員と手伝いを依頼したいおねがい会員の相互関係連携支援に努めます。

◆子育て支援センター「わくわくらんど」【市受託事業】

幼児虐待や親子ひきこもり防止、更には親子共々の交友関係構築と情報提供を行うことを目的に、安心して楽しく利用できる施設運営に努めます。

◆ふれあい・いきいきサロン【市補助事業】

高齢者のひきこもり防止・コミュニケーションの場として「ふれあい・いきいきサロン」の運営支援に努めます。

◆通いの場 【市受託事業】

高齢者の介護予防の場として「通いの場」の運営支援に努めます。

◆個別相談会 【社協独自事業】

悩みがなかなか打ち明けられない方のために、月に1回個別相談会の開催に努めます。

◆福祉まつり【社協独自事業】

スローガンを掲げて、高齢者・障がい者・子どもから一般市民そしてボランティア及び福祉関係者が集まり、福祉にふれあえる福祉まつりの開催に努めます。

◆ふれあいスポーツ大会【市受託事業】

高齢者・障がい者の方々が軽スポーツを通じ、ふれあいながら健康づくりや仲間づくりを図れるふれあいスポーツ大会の開催に努めます。

◆社協だより【社協独自事業】

赤い羽根共同募金配分金を財源に、本会事業・社協支部活動・ボランティア活動・その他地域の話題や福祉情報をPRするため、年5回社協だよりの発行に努めます。

◆ホームページ／X（旧：ツイッター）【社協独自事業】

本会事業や福祉情報等、迅速な情報提供に努めます。

◆点字広報・声の広報発行事業 【市受託事業】

市広報・社協だより・市議会だよりの朗読CDを作成し、視覚障がい者の社会生活向上のための情報発信に努めます。

◆マスコットキャラクター『た～てん』の活用【社協独自事業】

各種イベント等において、社協のPR活動に努めます。

(4) 安全・安心して生活できる環境づくり

◆紙おむつ／尿漏れパット給付事業【社協独自事業／市補助事業】

赤い羽根共同募金の配分金及び市受託金を財源に、非課税世帯には年4回、課税世帯には年2回給付し、介護世帯の経済的支援の一助となるよう努めます。

◆会食サービス／配食サービス【市受託事業】

ひとり暮らし高齢者等の孤独感解消及び栄養確保を目的に、市内6拠点で月1回実施の会食サービス支援するほか、安否確認も加え、月曜日から金曜日の希望者の範囲で、昼食の弁当を配達する配食サービス実施に努めます。

◆寝具乾燥殺菌事業【市受託事業】

ひとり暮らし高齢者が自宅で衛生的に日常生活が送れるよう、寝具乾燥殺菌事業の実施に努めます。

◆手話通訳者派遣事業／要約筆記者派遣事業【市受託事業】

専任の手話通訳者を設置し、聴覚障がい者とコミュニケーションを図るほか、社会生活向上のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に努めます。

◆居宅介護支援事業【社協独自事業】

介護に関する相談を受けた際、介護支援専門員がその方のニーズに即したケアプランの作成に努めます。また、要介護（要支援）認定調査にも努めます。

◆訪問介護事業・障がい者居宅介護支援事業【社協独自事業】

要介護者には「生活援助や身体介護サービス」、要支援者には介護予防を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」における指定第1合事業（訪問介護従事前相当サービス・訪問型サービスA）の提供に努めます。

障がい者には、障がい者日像生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づき、身体・知的・難病等の居宅介護・重度訪問介護事業の提供に努めます。

◆訪問入浴事業【社協独自事業】

入浴が困難な要介護者に対し、訪問入浴サービスの提供に努めます。

◆通所介護事業【社協独自事業】

要介護者に対する通所介護事業及び要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1合事業（通所介護従前相当サービス）の提供に努めます。

◆災害ボランティアセンター【社協独自事業】

災害発生時、スムーズな災害ボランティアセンター設置運営に努めます。加えて、災害ボランティア派遣体制整備及び災害ボランティア育成にも努めます。

◆自主防災組織【社協独自事業】

館林市ボランティアセンター自主防災組織を構築し、万が一に備えるとともに、年2回防災訓練の実施に努めます。

◆福祉避難所【社協独自事業】

災害発生時、館林市防災対策本部の要請により速やかに福祉避難所開設できるよう、地域防災協力員とともに福祉避難所設置訓練実施に努めます。

◆福祉避難計画の整備【社協独自事業】

市と連携し災害通信手段の維持確保に努めるほか、地域包括支援センターや社協支部と連携し、地域要援護者の安全が確保できる計画作成に努めます。

◆生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

低所得者世帯・障がい者世帯・要保護世帯を対象とした生活福祉資金貸付事業を受託します。

◆生活困窮者救済事業【社協独自事業】

歳末たすけあい募金の配分金を財源に、緊急かつ一時的支援として、年内3回以内を上限に、食糧及びライフラインの物資支援に努めます。

◆生活困窮者食料支援事業【市受託事業】

上記生活困窮者救済事業と連携し、緊急かつ一時的支援として食糧等の支援に努めるほか、年3回相談会を開催し、相談及び支援の間口の拡充に努めます。

◆日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

認知症高齢者や知的・精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援に努めます。

◆たてばやし後見支援センター【市受託事業】

成年後見制度の理解を深め利用促進につなげるため、中核機関として制度の周知徹底を行うほか、親族への相談支援及び関係機関への申立支援に努めます。

また、後見人養成講座開催に加え市民後見人の増員に努めます。

◆法人後見事業【社協独自事業】

本会が後見人となり一体的に継続支援する「法人後見事業」に取り組むほか、社協支部と連携し制度理解者及び協力者の要請に努めます。

■組織の整備・強化

◆社協会費

本会の意味及び住民が館員であることの理解を深めていただき、地域福祉活動費の財源確保に努めます。

◆理事会・評議員会

法人の執行機関である「理事会」、議決機関である「評議員」の適切な開催及び運営の充実に努めます。

◆企画委員会・財政委員会・広報委員会

専門部会を設置し「企画立案」「財源状況の把握と改善」「啓発活動」について、定期的に審議し会の発展に努めます。

◆有資格者の配置

市民から信頼される組織構築のため、必要な知識や技能を習得させるほか、適正な職員配置に努めます。

◆売店の運営

販売商品の充実を図り、気軽に立ち寄れる「居場所づくり」に努めます。

【指定管理】

◆適正な施設運営

指定管理者として、各種交流会の実施によるセンター利用者の満足度向上を図るとともに、ボランティア団体やNPO法人、当事者団体への情報共有と連携を図り「地域福祉の拠点」として公正公平な施設運営に努めます。

◆温水プール・浴室の利用

市民相互のふれあいと健康増進を目的に適切な運営に努めます。

◆1階ふれあい通りの活用

こどもから高齢者・障がい者等、世代の垣根を超えてふれあえるイベント開催に努めます。

◆福祉バスの有効活用

市より貸与された福祉バスを適正に管理運行し、「健康増進」「社会参加の促進」「利用者相互の交流」「生活支援の充実」を図ることに努めます。



社会福祉法人館林市社会福祉協議会

〒374-0043

群馬県館林市苗木町2452-1

(館林市総合福祉センター内)

電話：0276-75-7111 FAX：0276-75-8111

【URL】 <http://tshakyo.ec-net.jp/>

【e-mail】 tshakyo1@siren.ocn.ne.jp